

## 据置期間後解約自由定期預金規定

### 1. (預金の支払時期等)

- (1) 据置期間後解約自由定期預金（以下「この預金」といいます。）は、預金の全部または一部について預入日の6か月の応当日以後の任意の日に利息とともに支払います。
- (2) 前項による預金（一部支払いをしたときはその支払後の預金残高。以下同様とします。）の一部支払いは、預入日の6か月後の応当日から証書（通帳）記載の最長預入期限までの間に、1万円以上の金額で請求してください。

ただし、この預金の預入日現在において当組合がこの預金の基準金利に関し金額階層区分を設け、預入金額によって基準金利に差異を設けている場合で、この預金の一部支払後の残余の預金元金額が当該階層区分を下回ることとなる一部支払いの取扱いは行いません。

### 2. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から解約日（最長預入期限以後に支払う場合には最長預入期限）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（以下「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

ただし、一部支払いするときのこの預金の利息は、一部支払いをする元金部分について、一部支払時に預入日から一部支払い日の前日までの日数および約定利率によって6か月複利の方法で計算し、一部支払いをする元金とともに支払います。

- |               |               |
|---------------|---------------|
| ① 6か月以上1年未満   | ⑥ 3年以上3年6か月未満 |
| ② 1年以上1年6か月未満 | ⑦ 3年6か月以上4年未満 |
| ③ 1年6か月以上2年未満 | ⑧ 4年以上4年6か月未満 |
| ④ 2年以上2年6か月未満 | ⑨ 4年6か月以上5年未満 |
| ⑤ 2年6か月以上3年未満 | ⑩ 5年          |

- (2) この預金の最長預入期限以後の利息は、最長預入期限から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を「定期預金共通規定」第4条1項、「定期預金共通規定」第1条第2項または同規定第4条第4項によりこの預金を預入日の6か月後の応当日前に解約する場合は、この利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

### 3. (他預金の適用)

この預金には、本規定のほか「定期預金共通規定」、「休眠預金等活用法共通規定」が適用されるものとします。

以上  
(2020.4.1 現在)